

様式2-2(第7条第1項関係)

監事監査報告書

令和4年6月2日

社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会
会長 石井 澄男様

監事 上田重夫(印)
監事 田村俊則(印)

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純財産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監事監査報告書 付表

1. 監査実施日

令和4年5月26日（上田監事、田村監事）

令和4年5月27日（上田監事、田村監事）

令和4年5月30日（上田監事、田村監事）

令和4年5月31日（上田監事、田村監事）

2. 監査の方法及び内容

書面及び実地監査

3. 実地監査実施部署

特別養護老人ホームとびのこ苑

アスノワ

4. 監査意見書

- ① 令和2年6月2日付、及び令和3年5月31日付度監事監査報告書（付表）で指摘した預貯金口座の整理がなされていない。正確で迅速な財務処理に向け、預貯金口座の適切な管理に努められたい。
- ② 県の指導等を受け、特別養護老人ホームとびのこ苑では預り金を廃し、入居者の診療費、私的購買等の支払いは小口現金を利用した立替金で対応している。令和4年より度特別養護老人ホームみろく苑においても実施の予定であるが、経理規程第28条第2項に規定する限度額（10万円）ではスムーズな事務処理が困難になるケースも予想され、限度額の変更を含め対応策を検討されたい。